

八戸市における高齢者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 17 年度から高齢福祉課（18 年度からは課内に地域包括支援センターを設置）にて、高齢者虐待に関する相談を受け付け、虐待の解消に向けた様々な取り組みを行っている。

相談対応の強化を図るため、平成 27 年度から平成 29 年度まで 9 箇所のサブセンターを、平成 30 年度からは、委託型の地域包括支援センター（名称：高齢者支援センター）を市内 12 の日常生活圏域全てに設置している。

2. 養護者による虐待

※平成 29 年度は暫定値

1) 相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	42	52	51
虐待あり・疑い件数	30	36	33

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
平成 27 年度	24	17	2	3	0
平成 28 年度	21	24	3	2	1
平成 29 年度	25	25	5	0	1

3) 主な相談通報者

平成 27 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」

平成 28 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「民生委員」

平成 29 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」

4) 虐待を受けている高齢者の特徴

女性が大半を占める。虐待の要因は、「認知症」「要介護状態」などが挙げられる。

5) 養護者の特徴

高齢者との続柄は主に「息子」「夫」「娘」となっている。養護者が抱えている問題は多岐にわたり、主なものとして「介護負担」「低収入」などが挙げられる。

八戸市における障がい者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）の 4 箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

2. 養護者・施設従事者等による虐待

1) 相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	7	9	6
虐待認定件数	0	1	1

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄放置	性的
平成 27 年度	3	3	2	0	1
平成 28 年度	7	5	2	0	0
平成 29 年度	3	3	0	1	2

3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

	身体	知的	精神	不明
平成 27 年度	1	5	1	0
平成 28 年度	0	4	3	2
平成 29 年度	2	5	1	1

4) 主な相談通報者

平成 27 年度：「警察」「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

平成 28 年度：「警察」「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

平成 29 年度：「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議実施状況

1. ケース会議の目的

高齢者及び障がい者に対する虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

2. 平成 29 年度の会議開催状況

開催なし

○高齢者虐待について

虐待の要因として、「認知症の症状」のほか、「病気の無理解」「低収入・無収入」「介護負担」などが複合している例がある。そのため、高齢者本人および家族の状況把握や支援内容の検討のため、医療機関やケアマネジャー等の対象者を支援する関係機関とケア会議を行っている。

○障がい者虐待について

事実確認調査の対象が広範囲に及ぶ場合があり、調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断にあたっては、慎重さを要し専門的な視点を要するケースが多かった。

3. 今後の見通し

今後も高齢者及び障がい者虐待については、より多様でより複雑な内容となっていくことが想定されるため、必要に応じて会議を開催し、専門的な知見を取り入れつつ対応を速やかに行う。

八戸市の児童虐待・DV 相談に関するケース検討会議等の実施状況

1. 会議の目的

要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦や DV 被害を訴える者への適切な支援を図ることを目的としている。

2. 平成 29 年度の会議開催状況

〔児童虐待に関すること〕

- ◎八戸市要保護児童対策地域協議会代表者会議 1 回
参集範囲：八戸市要保護児童対策地域協議会設置要綱 3 条に基づく構成員
- ◎八戸市要保護児童対策地域協議会実務者会議 12 回
参集範囲：児童相談所、子育て支援課、健康づくり推進課、教育指導課他
- ◎ケース検討会議 27 回
(泣き声通報 5 件(児童数 9 人)、進行管理ケース会議等 34 件)
参集者：子育て支援課担当者、家庭相談員
事案に応じて、児童相談所、保健師、病院関係者(医師・看護師・相談員等)、生活保護担当者
学校関係者(校長・教頭・スクールソーシャルワーカー等)

〔DV に関すること〕

- ◎ケース検討会議 10 回
参集者：子育て支援課担当者、女性相談員
事案に応じて、保健師(健康づくり推進課・障がい福祉課)、病院関係者、生活保護担当者

○児童虐待について

近年、関係機関の情報共有等により支援が必要な妊産婦を早期に発見できる体制ができ、虐待等が危惧される特定妊婦への産前・産後を通じた切れ目のない支援や子どもの見守りが必要というケースの確認数が増えている。

⇒早期の段階において関係機関が情報共有することで、子の出生後の支援に関して、児童相談所等との速やかな連携も可能になり、ケース検討会議も行われている。また、家庭(児童)女性等相談室の利用に繋げ、妊産婦の精神面での支援となったり、医療機関、母子保健部門及び児童福祉部門など関係機関が連携することが妊産婦及び子どもの安全の確保に繋がっている。

○DV 被害者支援について

昨年と比較し、相談件数は横ばいであるが、相談者が県外から逃れてきていたり、外国籍の方であるなど、対応に苦慮するケースが増えてきている。また、加害者とされる配偶者が独自の主張を訴えることもあり、相談者の自立支援についてきめ細やかな配慮が必要となってきている。

⇒ケース検討会議においては、相談者に寄添い、必要な支援策を緊急に検討、一時保護の必要があれば、県との連携により早急な対応をしており、ケースによっては、市外への避難の支援をしている。なお、DV 被害を訴える相談者への自立支援については、様々な制度や関係機関の連携体制が必須であり、女性相談員や母子父子自立支援員がアドバイスをしながら、支援をしている。

3. 今後の見通し

今後も、児童虐待、DV に関する相談は、より多様で複雑な内容となることが予想され、緊急かつ、迅速な対応が求められることから、関係機関との連携を密にして対応して参りたい。

八戸市いじめ防止基本方針（改定案）概要

1 改定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」では、法の施行から3年をめぐり、必要に応じて見直し等を行うこととなっており、文部科学省では、同法に基づき、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行ったところである。このことを踏まえ、当市においても、いじめの防止等のための対策を一層推進するため、「八戸市いじめ防止基本方針」の改定を行う。

2 改定の方向性等

- (1) 国・本県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌する。
 - (2) 平成30年度に青森県が作成する「いじめ問題対応マニュアル」をもとに、未然防止の取組や早期発見、事案対処等の具体的取組について、学校へ周知徹底を図る。
-

3 主な変更・追加点

(1) いじめの定義【変更】

※現行では、いじめからケンカを除いていた

けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有することが必要である。

(2) 八戸市教育委員会が実施すべき取組【追加】

- ① 幼児期の教育においても、相手の立場に立って行動できるよう取組を促す。
 - ② 学校における定期的なアンケート、個人面談の取組状況を把握する。
 - ③ 児童生徒、保護者及び教職員がいじめの相談を行うことができるようにするため国の動向などを踏まえ、SC・SSW等の派遣、関係機関との連携等の体制整備並びに、学校指導体制の整備の推進や教員の業務の負担軽減を図る。
 - ④ 学校から報告を受けたときには、必要な支援及び調査を行う。(必要な支援とは、指導主事等、SC・SSW等の派遣、関係機関との連携が考えられる。)
-

（３）学校が実施すべき取組【追加】

- ① いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。
(学校いじめ防止プログラムの策定)
- ② いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。
(早期発見・事案対処のマニュアルの策定)
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図る。教職員の人事評価においても取組を評価する。
- ④ 学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、年度始めに児童生徒、保護、関係機関等に説明しなければならない。
- ⑤ 組織が実効的に機能するよう、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするとともに、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応する。児童生徒の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない。
- ⑥ いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援する。

（４）いじめ解消の定義【追加】

いじめの解消は、①「いじめに係る行為が３か月以上、止んでいること」、②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件を満たすこと。

（５）家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性【追加】

地域においては、子どもを温かく見守る環境づくりを進め、子どもの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図る。

（６）重大事態への対処【追加】

- ① いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。
- ② 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

４ 今後の予定

- 八戸市いじめ問題対策連絡協議会から意見を聴取
 - 八戸市いじめ問題専門委員会から意見を聴取
 - 八戸市立小・中学校から意見を聴取
 - パブリックコメントを実施
 - 平成３０年度中に策定予定
-

当市におけるいじめ問題の現状と対策について

当市におけるいじめ問題の現状

○ 当市におけるいじめ認知件数（1000人当り）

校種等	小学校			中学校		
	当市	本県	全国	当市	本県	全国
H26	6.8	9.0	13.7	7.0	14.0	13.7
H27	5.7	10.1	23.2	10.2	13.7	17.1
H28	64.6	59.9	36.6	14.2	32.7	20.8
前年比	+53.2	+49.8	+13.4	+4.0	+19.0	+3.7

- 各校において、いじめ防止対策推進法に基づいたいじめの認知が積極的に行われていること、教職員や児童生徒・保護者のいじめに対する危機意識の高まりから、いじめの認知件数は増加していると考えられる。

（前年比 当市6.07倍、本県：4.36倍、全国：1.44倍）

○ 当市における学年別の認知件数（1000人当り）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体
小学校	47.7	78.5	74.1	59.1	70.6	58.5	64.6
中学校	21.7	16.7	4.8				14.2

- 小学校では、2年生が最も多く、次いで3年生、5年生、6年生、4年生、1年生の順。
中学校では、1年生が最も多く、2年生、3年生の順。
- けんかやふざけあいといった行為についても児童生徒が苦痛を感じている場合には、その背景を調査し、いじめとして認知していることにより、小学校における認知件数が増加していると考えられる。
- 小学校高学年や中学校では、思春期やクラス替え・進級等による人間関係の不安定さが影響していると考えられる。

○ いじめの解消率

	当市	本県	全国
H27	95.6%	94.7%	88.7%
H28	96.0%	96.1%	90.6%

- ・ 各学校できめ細やかな児童生徒観察、教職員間での情報共有、定期的なアンケート調査や教育相談等を中心に早期発見・早期対応に力を入れたことで解消率は高い傾向にあると考えられる。
- ・ 解消の定義
 - ① いじめ行為が相当の期間（3ヶ月間を目安）止んでいる状態
 - ② 児童生徒が心身の苦痛を受けていない

○ いじめの態様（多い順）

- 小学校**
- ① 「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
 - ② 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」
 - ③ 「仲間はずれ、集団による無視をされる」

- 中学校**
- ① 「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
 - ② 「嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」
 - ③ 「仲間はずれ、集団による無視をされる」

○ いじめ発見のきっかけ（ ）はH27の数値

	項目	当市	本県	全国
①	「本人からの訴え」	44.7% (37.2)	② 27.0% (18.1)	② 18.1% (17.3)
②	「アンケート調査」	25.8% (6.6)	① 43.4% (38.9)	① 51.6% (51.4)
③	「学級担任が発見」	13.3% (13.9)	③ 11.2% (8.3)	③ 11.6% (11.8)

○ いじめの発見について

- ・ 各学校において独自のアンケート調査を学期に1回以上実施
- ・ 教育相談や個別の聴き取り
- ・ 教職員の児童生徒観察
- ・ 児童生徒との会話や生活記録ノートの点検
- ・ 保護者や地域住民からの情報

当市におけるいじめ問題への取組について

○ 八戸市いじめ防止基本方針の策定

当市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定

○ 八戸市いじめ問題専門委員会の組織と開催

- ・ 当市におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うことを目的として設置
- ・ 専門的な知識及び経験を有する第三者等により構成

○ 八戸市いじめ問題対策協議会の開催

当市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携、並びにいじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し協議を行うことを目的として設置

○ いじめの問題への取組について市教委から各校への指導・助言

いじめの未然防止を第一に

「学校教育指導の方針と重点」

- ・ カウンセリングマインドによる児童生徒の内面理解に基づいた指導の充実
- ・ 自己有用感を育てる指導の充実
- ・ 全教職員による情報共有を基盤とした協同指導体制の充実
- ・ 家庭や地域社会及び関係機関との連携の推進

「市立学校長会議」にて

「いのちの教育」を基底に据えた心づくり、体づくり、人間関係づくり

「教育研究部会」や「研修会」及び「学校訪問」にて

- ・ 日常の児童や生徒の観察を通し、家庭や関係機関との情報交換を密にしたいじめの未然防止と早期発見、早期対応及び継続的指導
- ・ 実態把握のためのアンケート調査の実施（最低学期に1回）
- ・ 個別面談等、教育相談体制の充実と児童生徒の心に寄り添った指導
- ・ 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定のポイントについての説明

「教育指導課 青少年グループ訪問」にて

教育指導課青少年グループが、小・中学校を訪問し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題について情報交換・助言・指導

○ いじめ事案についての報告

- ・ 各学校において認知したいじめ事案の対応状況等について、定期的に報告を受ける（年に5回）
- ・ 重大事態、及び重大事態に発展しかねない事案については、学校でいじめを認知した段階で報告を受ける

○ いじめ問題への取組の点検項目を設定し、各校の取組を点検（各学期末）

- ・ 児童生徒の変化やSOSを見逃さないような手立て(生活ノート・生徒観察等) について
- ・ 児童生徒の悩みを積極的に受け止めるための相談体制の整備について
- ・ 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民に周知することについて

○ 生命の尊さを理解し、自他ともに命を大切にすることを育む授業の充実

- ・ 学校動物飼育ネットワーク支援事業
- ・ 命を育む教育アドバイザー事業
- ・ 道徳教育指導力アップ研修講座
- ・ 学校飼育動物研修講座
- ・ 思春期ネットワーク研修講座

○ 児童生徒理解に向けた研修の充実

児童生徒理解を深め、教職員の資質・能力の向上を図る。

- ・ 特別支援コーディネーター研修講座
- ・ 校内支援体制づくり研修講座
- ・ 特別支援学級担任研修講座
- ・ 心のケア研修講座
- ・ 教育相談研修講座
- ・ 学級づくり研修講座
- ・ 特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座

○ 教育相談体制の充実

- ・ こども支援センターや少年相談センターにおいて、担当指導主事の他、専門相談員・臨床心理士・教育相談アドバイザー（精神科医）による相談体制を整備
- ・ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による相談体制の整備
 - ◇ スクールカウンセラー活用事業
スクールカウンセラー14名を小学校16校、中学校24校に派遣
 - ◇ 八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業
 - ・ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を教育指導課少年相談センターに配置
 - ・ スクールソーシャルワーカー5名を市内10中学校に配置
 - ・ 必要に応じて配置校近隣の小・中学校に派遣

○ インターネットトラブル防止リーフレット配付

インターネットによるいじめ等のトラブル防止のために、リーフレットを作成し、市内小・中学校の全保護者へ配付し、意識啓発を図っている。

○ インターネットトラブル防止教室の開催

市内 IT 関連誘致企業の協力を得て保護者や教職員向けに情報モラル教室を開催している。また、各小・中学校においても警察や IT 関連企業・通信事業社等から講師を招いて児童生徒や保護者を対象とした情報モラル教室を開催している。

○ ネットパトロールの実施

教育指導課青少年グループでネットパトロールを行い、インターネット上に個人情報やいじめにつながるような書込み等、児童生徒に関する情報が掲載されている場合、関係校へ情報提供するなど、早期発見・早期対応を図っている。

○ 「いじめ等の問題に関する対話集会」の開催

- ・ 子どもたちが主体的にいじめの問題に取り組めるようになることをねらい、市内全小学校から代表児童が集まり、いじめ問題を考え、自分たちでできる取組等を話し合っている。
- ・ 中学校は、生徒会役員交歓会で「いじめ問題についての話し合い」を行い、いじめ根絶宣言の唱和を行っている。また、各校では生徒会が中心となり、いじめ根絶宣言の唱和やインターネット利用のルールづくりを行っている。